

様式第 16 号(第 15 条関係)

開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名	米子市二本木 9 4 7 番地		地 位 の 承 継	承 継 人 の 住 所 及 び 氏 名					
	株式会社K&Sコーポレーション 代表取締役 植田直樹								
開 発 許 可 の 年 月 日 及 び 番 号	平成 2 8 年 1 月 1 2 日 発米建指第 5 1 7 号			承継(受理)年月日	承継の原因				
許 可 内 容	開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	米子市 上福原五丁目 1 5 2 2 番 2 の 一 部 1 5 2 3 番 6 の 一 部 1 5 2 6 番 1 の 一 部 1 6 9 3 番 1 1 6 9 3 番 2 の 一 部 1 6 9 3 番 4 の 一 部 1 6 9 4 番 1 1 6 9 4 番 2 1 6 9 5 番 1 1 6 9 5 番 2 1 6 9 5 番 3 1 6 9 6 番 8 の 一 部		備考 1 市街化調整区域の場合その該当する許可基準等 2 許可条件 (1)この許可に係る行為については、農地法その他の法令による 必要な許可を受けた後に着手すること (2)開発行為に関する工事が完了したときは、速やかに工事完了 届を提出し、検査を受けるとともに、公共施設の帰属がある 場合は、公共施設管理者に帰属申込書を提出すること (3)万一当該開発行為を中断又は廃止することになった場合は、 適切な防災措置を講じた上、速やかに米子市に届けること (4)法第 3 6 条第 3 項の公告があるまでの間は、建築物を建築し、 又は特定工作物を建設することはできません					
	開 発 区 域 の 面 積	1, 3 7 9. 7 2 m ²	工区別面積						
	予 定 建 築 物 等	一戸建ての住宅 (宅地分譲)						(自己用以外)	
	法 第 4 1 条 第 1 項 の 規 定 に よ る 制 限 の 内 容								
変 更 許 可	年 月 日	変 更 の 内 容							
完 了 検 査	工 区 名	検 査 年 月 日	検 査 済 証	完了公告の年月日及び番号					
		平成 2 8 年 4 月 4 日	平成 2 8 年 4 月 7 日 建指起第 8 5 号-1	平成 2 8 年 4 月 1 8 日 第 7 6 号					